

建設リサイクル法に関する 事務処理の手引き

令和3年7月1日施行

愛知中部水道企業団

1. 建設リサイクル法の目的

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することにより、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を通じて、資源の友好的利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

2. 建設リサイクル法の概要

建設リサイクル法に3本柱

- ① 建設工事における分別解体等と再資源化等の義務付け
- ② 発注者・受注者の届出・契約等の手続きの整備
- ③ 解体工事業者の登録制度の創設

3. 対象建設工事の定義

対象建設工事とは、特定建設資材(表-1)を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が表-2に示す規模基準以上の工事で平成14年5月30日以降に契約する工事。

特定建設資材を使用しない工事及び特定建設資材廃棄物(表-3)を排出しない工種のみで構成される工事は、表-2に示す規模基準以上の工事であっても対象建設工事とならない。

表-1

特定建設資材	具 体 例
コンクリート	現場打ちコンクリート(無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート等)、無筋コンクリート二次製品
鉄及びコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品(鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品)
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品、仮設等で使用する木矢板、型枠

表-2

対象建設工事		規模基準	
建築物	解体工事	延べ床面積	≧ 80㎡
	新築・増築工事	延べ床面積	≧ 500㎡
	修繕又は模様替工事	請負金額	≧ 1億円
その他の工作物(土木工事等) ※土木工事には解体・新築の区別なし		請負金額	≧ 500万円

表-3

特定建設資材廃棄物(特定建設資材が廃棄物になったもの)
・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・建設発生木材

建設リサイクル法関係契約等事務手続きフローチャート

工事担当課：建設資材廃棄物の再資源化等に要する適正な費用の計上



工事担当課：対象建設工事である旨の明示（特記仕様書に記入のこと）
（記入例：契約金額が、500万円以上となる場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条の規定に基づき、説明書等を提出のこと。）



工事担当課：落札者に説明書（別表1～3^{*1}共）、及び別紙1～3^{*2}の提出依頼（入札・落札者決定直後）

↓ 落札者決定から3日以内（休日含まない）

工事担当課：説明書等受理後、精査し適切なら契約担当課へ別紙1～3^{*2}のみを提出。（その他の説明書等は工事担当課で保管）



契約担当課：別紙1～3^{*2}を契約書に添付し、契約締結（落札者決定から契約まで7日以内（休日含まない））



工事担当課：工事着手（契約工期ではありません）7日前までに工事場所が豊明市、日進市、長久手市、東郷町の場合は、尾張建設事務所維持管理課へ**通知書**（p13）を提出、みよし市の場合は、豊田加茂建設事務所維持管理課へ**通知書**（p13）を提出



元請負業者：当該工事の発注者（工事担当課）へ再資源化等が完了した旨を書面で報告

※1、2は当該工事に該当する書面

注）土木工事・その他の工作物等の請負金額で指定されるものは、特定建設資材使用量が僅かであっても請負金額がそれ以上であれば対象建設工事となります。

説 明 書

年 月 日

愛知中部水道企業団
企業長 様

氏 名

〔 法人にあつては
商号又は名称
及び代表者の氏名 〕

(〒 -) 電話番号 - -

住 所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

① 別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表 1（建築物に係る解体工事）

別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

② 工程等の概要を示す資料

工程表

再生資源利用計画書

再生資源利用促進計画書

③ 処理施設の許可証の写し

建築物に係る新築工事(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画

使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無(修繕・模様替工事のみ)			
	その他 ()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ()			
工事着手の時期※		年 月 日		
工程ごとの作業内容	工 程	作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注)①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

※以外の事項は法9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画

工作物の構造※ (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工 事 の 種 類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事		
	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する 調 査 の 結 果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無 (解体・維持・修繕工)		
	その他 ()		
工事着手前に 実施する措置の 内 容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ()		
工事着手の時期※		年 月 日	
工 程 ごとの作業内容及び 解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工 事 の 工 程 の 順 序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた 建設資材の量の見込み※	トン		
廃 棄 物 発 生 見 込 量	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用す
	特定建設資材廃棄物の種類ご との量の見込み(全工事)並び に特定建設資材が使用される 工作物の部分(新築・維持・修 繕工事のみ)及び特定建設資 材の発生が見込まれる工作物 の部分(維持・修繕・解体工 事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート塊 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コン クリート塊 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注)①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体工事 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

※以外の事項は法9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

(別紙1)

法第13条及び政令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程 ごとの作業 内容及び 解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地 裏面のとおりに

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円(税抜き)

- (注) ・運搬費を含む。

(別紙2)

法第13条及び政令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑤その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(税込み)

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地 裏面のとおり

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円(税込み)

(注) ・運搬費を含む。

(別紙3)

法第13条及び政令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(税込み)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地 裏面のとおり

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円(税込み)

- (注) ・運搬費を含む。

(別紙3-1)

法第13条及び政令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) 円(税込み)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地 裏面のとおり

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) 円(税込み)

(注) ・運搬費を含む

年 月 日

工事名

発注者 愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212
愛知中部水道企業団
企業長

請負者

第 号
年 月 日

通 知 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により別表のとおり通知します。

愛知県知事 殿

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212番地
通知者官職 氏名 愛知中部水道企業団
官庁所在地 企業長
担当者
TEL

特定建設資材の利用に関する計画の通知

別表イ

特定建設資材廃棄物の発生量の見込みの通知

別表ロ

※受付欄	※特記欄
年 月 日	
第 号	

再資源化等報告書

年 月 日

愛知中部水道企業団
企業長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び
代表者氏名)

(〒 -) 電話 - -

建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日
4. 再生資源化等をした施設の名称
(書ききれない場合は別紙4に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込み)

(添付資料)

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの。フロッピーディスクとも)
- 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの。フロッピーディスクとも)
- ※ 「再生資源利用〔促進〕計画書 (実施書) システム」で作成したもの。

